

居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算について

1 特定事業所集中減算について

居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算とは、正当な理由なく、当該居宅介護支援事業所において、判定期間に作成された居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護サービス等の中で、紹介率最高法人により提供されたものの占める割合が80%を超える場合、減算適用期間中居宅サービス計画全件について月200単位を減算するものです。

算定の結果、対象サービスのうち、いずれかのサービスについて紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合は、中新川広域行政事務組合に当該書類を提出し、超えない場合についても、各事業所において5年間保存してください。

各居宅介護支援事業所においては、本減算制度の趣旨を踏まえ、公正中立な居宅介護支援業務の遂行をお願いいたします。

2 対象サービス

訪問介護
通所介護
福祉用具貸与
地域密着型通所介護

3 具体的な計算式

当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数
÷当該サービスを位置付けた計画数

※ 紹介率最高法人 = 最も多く居宅サービス計画に位置づけられている法人

- ・事業所ごとではなく、法人ごとに計算します。
- ・同一法人の複数の事業所を利用している場合でも、その法人を位置付けた居宅サービス計画の数は1となります。

※ 通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、計算します。

4 正当な理由について

80%を超えたことについて、「正当な理由」がある場合については、判定様式に当該理由を記載してください。

なお、次の(1)～(5)に該当する場合は、「正当な理由」として考えられます。また、これら以外の理由がある場合については、その内容を個別に判断します。

- (1) 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数（給付管理を行った件数）が20件以下である場合。
- (2) 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下の場合。
- (3) 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、訪問介護サービス等を提供する事業所が各サービスの種類ごとにみた場合に5事業所未満である場合。
- (4) 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合。
- (5) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合。

例 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。

正当な理由が(3)によるときは、正当な理由欄に当該事業所名をすべて記入してください。
また、(5)によるときは、該当する居宅サービス計画1件につき、「理由書」及び「ケアプランに係る意見・助言内容」の両方について添付してください。

5 判定期間について

区分	判定期間	減算適用期間	提出期限
前期	3月1日から同年8月末日	10月1日から翌年3月31日	9月15日
後期	9月1日から翌年2月末日	4月1日から同年9月30日	3月15日

6 算定及び報告方法

- (1) 居宅介護支援事業所ごとに、毎年半期ごとに「居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書」により判定します。判定の結果にかかわらず、算定期間が完結してから5年間保管してください。
- (2) 判定の結果集中減算の対象となった場合、各期の報告期限までに中新川広域行政事務組合介護保険課に当該様式を提出してください。
その際、正当な理由がある場合は、様式に記入していただき、提出してください。
- (3) 様式は当組合ホームページに掲載のものをご使用ください。

7 提出先

〒930-0288

富山県中新川郡舟橋村国重 242 番地

中新川広域行政事務組合 介護保険課 保険業務係